

被災家屋の代替家屋に対する固定資産税の特例適用申告書

令和 年 月 日

(あて先) 湯沢町長

住所(所在地)

申告者 氏名(名称)

電話番号

個人番号
(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

能登半島地震により被災した家屋に代わる家屋を取得したため、地方税法第352条の3に基づく減額の適用について、次のとおり申告します。

代替家屋	所有者	住所又は所在地							
		氏名又は名称	被災家屋の所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	家屋所在地	湯沢町				家屋番号			
	構造	造	階層			床面積	m ²		
	用途(種類)	<input type="checkbox"/> 被災家屋と同じ <input type="checkbox"/> その他 () →被災家屋と用途(種類)が異なる理由 ()							
	取得年月日	令和 年 月 日	共有持分	/					
	取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 → 取得事由 ()							

被災家屋	所有者	住所又は所在地							
		氏名又は名称							
	家屋所在地				家屋番号				
	用途(種類)				共有持分	/			
被災家屋の現況	<input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 ()								

- ※ 「代替家屋」とは、「被災家屋」に代わるものとして取得した家屋をいいます。
- ※ 「被災家屋」とは、能登半島地震により滅失・損壊した家屋をいいます。
- ※ 特例適用要件及び添付書類については、裏面に記載してあります。

【特例の適用要件】

1 適用対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者を含む）
- (2) (1)に相続があったときはその相続人
- (3) (1)と代替家屋に同居する三親等以内の親族
- (4) (1)が法人で合併または分割が生じた場合は、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により被災家屋に係る事業を承継した分割承継法人

2 被災家屋要件

市町村の調査で被害の程度が「半壊以上」であることが確認できるもので、取り壊し・売却等の処分が行われたもの

3 取得期限

令和6年1月1日から令和11年3月31日までの間に取得された家屋

4 特例の内容

代替家屋に係る固定資産税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額（共有名義の場合は、持分の割合に応じて面積按分により算定）

5 申告書の提出先

湯沢町役場 税務課 資産税係

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

TEL：025-784-3452 FAX：025-784-2724

【添付書類 ※写し可】

1 被災家屋が能登半島地震により滅失・損壊したことを証する書類

- ・「り災証明書」、「被災証明書（被害の程度が記載されているもの）」等

2 被災家屋が所在したことを証する書類

- ・「令和5年度固定資産税家屋名寄帳」等

3 被災家屋の処分状況等を確認できる書類

- ・「解体契約書」、「売買契約書」等

4 被災家屋の所有者と代替家屋の所有者が異なる場合は、その関係を確認できる書類

- ・「戸籍謄本」、「法人の登記事項証明書」等

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出いただく場合や、被災家屋の所在地の市町村へ問い合わせをする場合があります